

厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）  
分担研究年度終了報告書

医療機関内の医療事故の機能的な報告体制の構築のための研究  
海外（アメリカ）での医療事故の報告体制の調査に関する研究

研究分担者 秋元 奈穂子 立教大学

研究要旨

アメリカにおける医療事故報告・調査制度について、（１）連邦レベルでの主たる取り組み、（２）各州における報告制度整備状況についての概観、及び（３）ニュー・ヨーク州における報告制度の内容をそれぞれ調査した。

A. 研究目的

医療事故報告体制に関する手引き（仮）の作成にあたって、海外の事故報告体制の類似事項等、参考となる資料の調査を行った。

B. 研究方法

主に文献調査を行った。

C. 研究結果

アメリカにおける連邦レベル及び州レベルにおける医療事故の調査・報告制度を概観したが、アメリカにおける制度の特徴としては以下の５点を指摘することができる。まず、IT技術を利用してインターネット・ベースによる報告システムを創設し改善することで、医療機関等による報告に当たっての負担をテクノロジーの観点から極力低減しようとしている。第二に、報告対象とされる事象については死亡に限らず幅広い事象を含むとともに、報告者による主観的判断を極力排除するような定義づけが用いられている。第三に、報告対象とされる事象について、制定法又は行政規則による定めに加えて、いかなる事例が該当す

るかについての手引きが作成され、医療機関による判断のばらつきを抑制し、判断にかかる時間を短縮することを可能にする試みがなされている（ニュー・ヨーク州の事例）。第四に、報告を促すための罰則規定をインセンティブづけの手段として積極的に活用しているという例は見られなかった。

D. 考察

ピア・レビュー手続や報告書の訴訟への開示については一定限度で州法による秘匿特権の保護が与えられているものの、訴訟においてなお争われ、裁判所により限定的な解釈がなされることも少なくないため、ディスインセンティブとして働いている可能性もある。

引き続き、文献調査を実施する。